

一部事務組合下北医療センター

平成19年度承認

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

平成24年度フォローアップ用計画

公的資金補償金免除繰上償還について

国は、地方公共団体の厳しい財政状況等を踏まえ、高金利の地方債に係る公債費負担の軽減を目的として、総人件費の削減や行政改革の実施等、徹底した行財政改革を行うことを前提に公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画または公営企業経営健全化計画を策定する地方公共団体を対象に、補償金を支払うことなく地方債の繰上償還を認める臨時特例債措置を講じた。

これに伴い、医療センターでは公営企業経営健全化計画を策定し、平成 19 年 12 月 22 日付けで国の承認を受けている。

1. 繰上償還の概要

地方財政法附則第 33 条の 9 の規定に基づき、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で、平成 4 年 5 月 31 日までに借入した旧資金運用部資金等、または、平成 5 年 8 月 31 日までに借入した地方公営企業金融公庫資金のうち年利 5 % 以上のものについて、公営企業経営健全化計画を策定し、その内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認める場合において、繰上償還を行うことができるものである。

なお、従来の公的資金の繰上償還においては、借用証書の特約条項に定める補償金を支払わなければならないが、当該繰上償還については補償金が免除される。

当該繰上償還により、高利率な地方債の残債を繰上償還し、低利率の民間資金に借り換えることで、公債費負担は相当程度軽減される。

2. 経費節減効果額

繰上償還を実施しない場合、平成 20 年度から平成 23 年度までの間に総額で約 959 万円の利息を支払わなければならないが、繰上償還を行い低利率の民間資金に借り換えすることで、支払利息の総額は約 161 万円に抑えられ、これにより約 798 万円の公債費の負担軽減が図られるものである。

【参考】繰上償還の実施時期及び借換による利息の軽減額の見込み

(単位：円)

事業名	繰上償還年度	借換前の償還額			借換後の償還額			借換時の端数	利息軽減額
		未償還元金	利息	利率	元金	利息	利率		
昭和 54 年 佐井診療所 移転新築事業	19	13,530,695	1,230,537	7.15%	13,500,000	229,434	1.35%	30,695	1,001,103
昭和 55 年 牛滝診療所 改築事業	19	1,130,774	152,962	7.50%	1,100,000	26,164	1.35%	30,774	126,798
昭和 56 年 むつ総合病院 RI 棟新築事業	19	47,955,354	8,205,646	7.30%	47,900,000	1,353,013	1.25%	55,354	6,852,633
計	—	62,616,823	9,589,145	—	62,500,000	1,608,611	—	116,823	7,980,534